

青梅市安全・安心まちづくり推進に関する覚書

青梅市（以下「甲」という。）および警視庁青梅警察署（以下「乙」という。）は、「市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、次の事項を確認し、覚書を締結する。

- 1 甲および乙は、安全・安心な地域社会を築くため、相互に連携を取り合いながら、地域社会における犯罪や交通事故の発生を未然に防止するための活動を積極的に推進していく。
- 2 甲および乙は、「安全・安心まちづくり」の実現に向け、ハード・ソフトの両面にわたり、地域安全にかかる事業に積極的に取り組んでいく。
- 3 乙は、甲の取り組む「安全・安心まちづくり」にかかる事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、犯罪および交通事故に関する実態の分析、情報提供、必要な助言、パトロールの強化その他必要な支援と協力を積極的に行う。
- 4 甲および乙は、相互に情報交換を密にし、青梅市安全・安心まちづくり推進協議会において、具体的な事業内容、方針等を確認していく。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年10月15日

甲 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市 市長

乙 東京都青梅市野上町4丁目6番地の3

警視庁青梅警察署 署長